⑵　第５の２⑺及び⑻のいずれかを満たさなくなった場合
⑶～⑹　（略）
⑺　受入建設企業が実習認定の取消し等を受けた場合
⑻　（略）
３～５　（略）
第13　関係機関に対する報告
１　（略）
⑴～⑶　（略）
⑷　受入建設企業が第５の２⑴から⑶まで、及び⑹の要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合
⑸　（略）
⑹　監理許可の取消し等を受けた場合
⑺　受入建設企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為又は実習認定の取消し等の問題を知ったとき
２・３　（略）
**附　則**
第１　施行期日
１　（略）
２　この告示は、平成33年３月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に第４の２の規定により認定を受けた特定監理団体及び第５の２の規定により認定を受けた適正監理計画に基づき就労を開始している外国人建設就労者については、平成35年３月31日までの間は、なおその効力を有する。
別表第１

| 職　種　名 | 作　業　名 |
|---|---|
| （略） | |
| 建築板金 | ダクト板金作業 |
| | 内外装板金作業 |
| （略） | |
| 築炉 | 築炉作業 |
| 鉄工（建設業者が実習実施者である場合に限る） | 構造物鉄工作業 |
| 塗装（建設業者が実習実施者である場合に限る） | 建築塗装作業 |
| | 鉄橋塗装作業 |
| 溶接（建設業者が実習実施者である場合に限る） | 手溶接 |
| | 半自動溶接 |

⑵　第５の２⑸及び⑹のいずれかを満たさなくなった場合
⑶～⑹　（略）
（新設）
⑺　（略）
３～５　（略）
第13　関係機関に対する報告
１　（略）
⑴～⑶　（略）
⑷　受入建設企業が第５の２⑴から⑷までの要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合
⑸　（略）
（新設）
⑹　受入建設企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為の問題を知ったとき
２・３　（略）
**附　則**
第１　施行期日
１　（略）
２　この告示は、平成33年３月31日限り、その効力を失う。

別表第１

| 職　種　名 | 作　業　名 |
|---|---|
| （略） | |
| 建築板金 | ダクト板金作業 |
| | （新設） |
| （略） | |
| （新設） | （新設） |
| 鉄工（建設業者が実習実施機関である場合に限る） | 構造物鉄工作業 |
| 塗装（建設業者が実習実施機関である場合に限る） | 建築塗装作業 |
| | 鉄橋塗装作業 |
| 溶接（建設業者が実習実施機関である場合に限る） | 手溶接 |
| | 半自動溶接 |